

## 生前贈与の種類とポイント

平成 27 年 1 月 1 日から相続税が課税強化されるのを機に、生前贈与が注目されています。そこで、次の 5 種類の生前贈与について整理します。

### ① 暦年贈与（一般的な贈与）

受贈者 1 人が 1 年間（1 月 1 日～12 月 31 日）に贈与を受けた財産の合計額から**基礎控除 110 万円**を差し引いた残額について、贈与税が課税されます。

### ② 相続時精算課税制度

65 歳以上の親から 20 歳以上の子へ贈与をした場合、**通算で 2,500 万円**まで贈与税が課税されない制度です。ただし、贈与者が死亡したときには、遺産にこの制度で贈与された財産を加えた合計額で相続税を計算しなければいけません。

贈与税は、相続税の補完税と言われています。最近の統計では、相続税が課税される人は 4%ほどです。つまり、ほとんどの人に贈与税は必要ありません。そこで、相続税と贈与税を一体化して、相続税が課税されないなら贈与税も課税されない制度を作りました。

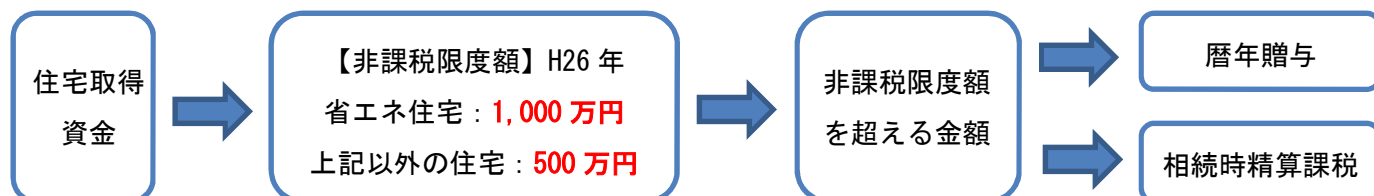
従って、**相続時精算課税は、相続税が課税されない人のための制度**とも言えます。

	暦年贈与	相続時精算課税制度
贈与税の計算	$(\text{贈与額} - 110 \text{ 万円}) \times \text{累進税率}$	$(\text{贈与額} - \text{通算 } 2,500 \text{ 万円}) \times 20\% \text{ (一定)}$
対象者	誰でも可	65 歳以上の親から 20 歳以上の子供への贈与 ※H27. 1/1 以後は『60 歳以上の親』、『20 歳以上の孫』も対象
相続時の計算	相続開始前 3 年以内の相続人への贈与のみ加算 ※対応する贈与税額は相続税額から控除	贈与を受けた財産を加算 ※贈与税額は相続税額から控除し、 <b>控除しきれない金額は還付</b>
制度の移行	暦年贈与から相続時精算課税制度への移行は可能	相続時精算課税制度から <b>暦年贈与への移行は不可能</b>



### ③ 住宅取得資金の贈与

平成 24 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの間に直系尊属（父母や祖父母等）から住宅取得資金の贈与を受けた場合に、一定の要件（贈与の年の 1 月 1 日現在の満年齢が 20 歳以上、贈与を受けた年の合計所得金額が 2,000 万円以下など）を満たす時は、一定の金額が非課税となります。



### ④ 教育資金の贈与

直系尊属が信託銀行など金融機関に 30 歳未満の子・孫名義の口座を開設し、教育資金を贈与した場合、受贈者 1 人につき、**1,500 万円**まで非課税となります。

この制度は、平成 27 年 12 月 31 日までの時限措置とされています。

### ⑤ 贈与税の配偶者控除

婚姻期間が 20 年以上など一定の要件を満たす配偶者に対して、居住用不動産又はそれ取得するための資金を贈与したときは、基礎控除 110 万円の他に **2,000 万円**の控除が適用されます。

この特例の適用を受けた居住用財産については相続開始前 3 年以内の贈与であっても相続財産に含めないことができます。

## 消費税 “任意” の中間申告制度

従来、直前の課税期間の確定消費税額（国税分の年税額）が 48 万円を超えない課税事業者は、消費税の中間申告をすることが出来ませんでした。平成 26 年 4 月以降開始の課税期間（個人事業者は平成 27 年分）から年 1 回の中間申告が出来るようになりました。

この制度は消費税滞納の増加を懸念して、本来預り金である消費税を運転資金に充ててしまわないために創設された制度です。

中間納付税額は直前の課税期間の確定消費税額の 1/2 となりますが、仮決算による中間申告及び納付も行うことが出来ます。平成 26 年 4 月に 5% から 8% へ上がった消費税率がさらに 10% へと引き上げられた際には納付額がこれまでと比べ高額となりますので、2 回に分割して支払う方法も検討してみてください。

詳しい手続き等は、担当者にお尋ねください。



## 年末調整資料のご準備をお願い致します

今年もあと 2 か月余りとなり、12 月には年末調整が始まります。

保険会社や日本年金機構などから、10 月中旬頃より控除証明書等の書類が送付されてきます。

来月号において『年末調整必要書類』のご案内をさせて頂く予定ですので、資料の収集にご協力宜しくお願い申し上げます。